



免許状は5年

あなたの船は 大丈夫!?

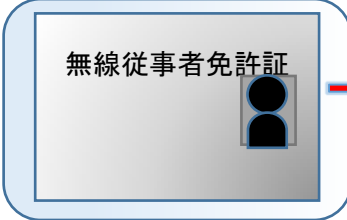


無線局免許状の期限切れ や未申請などの違反が 増えています

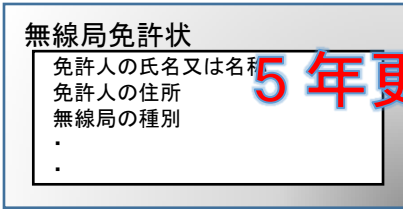
罰則も厳しく
なっています

★ 免許証と免許状は違います!

海上通信士などの無線従事者免許証は一度取れば一生有効ですが、無線機を使うためには別に“無線局免許状”が必要です
これは5年毎に更新しなければなりません
免許状はトランシーバー型でも必要です



一生有効



5年更新

★ 船を譲り受けたときは注意！

船舶を譲り受けたり、ネット売買などで購入した場合、前のオーナーが無線機を付けたまま譲り渡すなどで違反となるケースもあります



外すのも面倒だし、付けたままあげるよ

そんな時はまず、無線のアンテナ(空中線)を外しましょう
(ただし外したアンテナを船内など容易に戻せる場所に置かない)

関係法令抜粋

【電波法第4条第1項(無線局の開設)】

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない
～後略～

【電波法第110条(罰則)】

次の各号のいずれかに該当する者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する

- 1 第4条第1項の規定による免許～中略～がないのに無線局を開設した者
- 2 第4条第1項の規定による免許～中略～がないのに無線局を運用した者

安全で楽しいクルージングを



東京海上保安部

警備救難課 TEL 03-5564-2021